

ワンポイント

健全化判断比率等の算定結果（平成20年度決算）

健全化判断比率等	白 石 市	早期健全化基準 (白石市の適用基準)	財政再生基準 (白石市の適用基準)
①実質赤字比率	—	13.43%	20.00%
②連結実質赤字比率	—	18.43%	40.00%
③実質公債費比率	12.6%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	43.4%	350.0%	
⑤公営企業における資金 不足比率	水道— 下水道— 地方卸売市場—	(経営健全化基準) 20.0%	

※実質赤字額、連結実質赤字額がないため、「—(該当なし)」で表示

※連結実質赤字比率の財政再生基準(財政再生計画を策定する基準)は、3年間(平成21年度から平成23年度)の経過措置(市町村は40%→40%→35%)

※資金の剰余額がある場合は、資金不足比率が算定されないため、「—(該当なし)」で表示

①実質赤字比率

一般会計等の実質収支額の合計が赤字となった場合、標準財政規模(標準的な規模の収入の額)に対する赤字額の割合

②連結実質赤字比率

一般会計、特別会計の実質収支額、公営企業会計の資金剰余(不足)額の合計が赤字となった場合、標準財政規模に対する赤字額の割合

③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合の3か年平均値。(公債費等へ充当される特定財源、地方交付税で措置されるものを除く。)

④将来負担比率

一般会計等が公社や第3セクターを含めた将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。(公債費等に充当が見込まれる特定財源、地方交付税措置が見込まれるものを除く。)

⑤資金不足比率

公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模(事業収入)に対する割合

白石市行財政改革推進計画（集中改革プラン）

白石市は、これまでに第一次(昭和60年)、第二次(平成8年)、第三次(平成15年)と行政改革大綱を策定し、計画的に行政改革を行ってきました。平成17年3月、総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示されました。

その内容は、平成17年度から21年度までの5カ年の行政改革を各自治体が集中的に実施するために、総務省で示した取組項目に基づく計画(集中改革プラン)を平成17年度中に策定、住民のみなさんに公表し、実施していくというものです。

そこで平成15年度に策定し実施中であった第三次行政改革について、再検証を行い、新しい視点に立った行政改革に取り組むために、平成17年度以降の具体的な取組内容を明示した「白石市行財政改革推進計画(集中改革プラン)」を策定しました。

下の表は決算審査特別委員会で、この集中改革プランについて質疑された、定員適正化計画です。

定員管理及び給与の適正化の推進（地方公営企業分を含む）

取組事項	取 組 内 容		効果額(平成16年度との比較額)単位:千円					平成20年度 取組実績	平成21年度 取組方針
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度		
定員適正化 計画の策定	平成17年4月1日現在391人(うち公営企業23人)を基準とし、約5%の削減を行い平成22年4月1日までに、373人(うち公営企業21人)以内とする。(平成16年度397人:平成17年度は6人減)(職員数計画:平成18年度388人、平成19年度384人、平成20年度387人、平成21年度380人、平成22年度373人)	計画	46,200	69,300	100,100	77,000	130,900	平成20年4月1日380人(平成16年4月1日対比17名減)	定員適正化計画に基づいた 人員管理を引き続き行う
		実績	46,200	77,000	107,800	130,900			
			実施	→	→	→	→		
			実施	→	→	→			